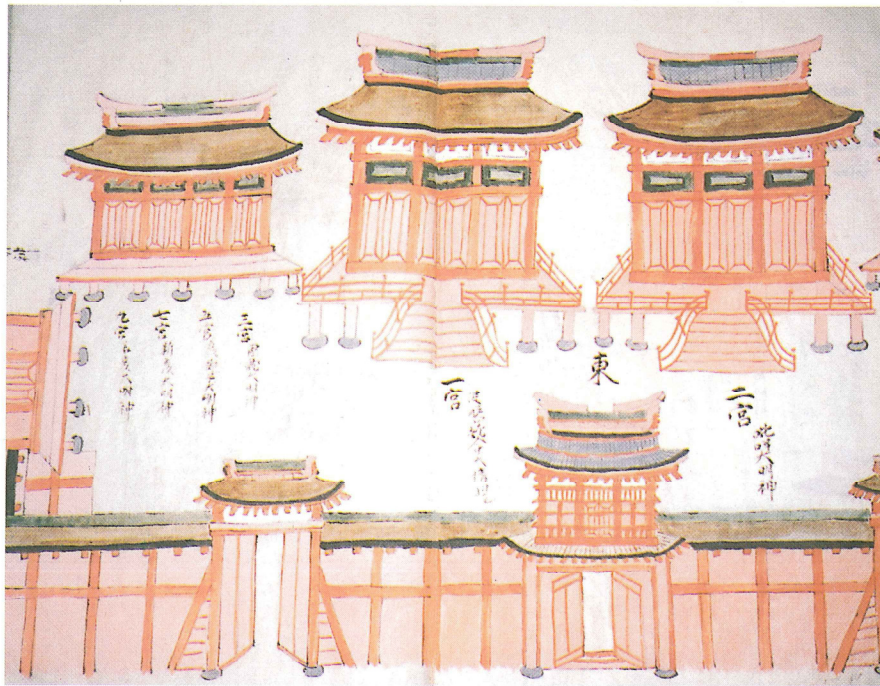


平成 13 年度
第 18 回熊本大学附属図書館貴重資料展

中世阿蘇社の世界

【出品目録】



中世阿蘇社殿配置図「阿蘇社縁起絵巻断簡写」

展 示 会

期間 平成 13 年 11 月 2 日 (金) ~ 11 月 4 日 (日)

会場 附属図書館 (1 BF)

公開講演会

演題 「中世阿蘇社の理想と現実」

講師 熊本大学教育学部助教授 春田 直紀 氏

日時 平成 13 年 11 月 2 日 (金)

時間 13:30~15:00

会場 附属図書館大会議室 (2F)

熊 本 大 学 附 属 図 書 館

I 阿蘇社の一郡支配

鎌倉幕府が滅亡した元弘3年(1333)、後醍醐天皇は倒幕に協力した阿蘇社大宮司の要求にこたえて、「承暦国宣」が定めた阿蘇郡の全域を阿蘇社領として承認した。この措置は、諸国一宮の本家、領家廃止という建武政権の政策にもとづくもので、ここに肥後一宮の阿蘇社は本家である王家(皇室)、領家である村上源氏の支配を脱し、自立化の道を歩み出していくことになる。

ところで、阿蘇社による一郡支配の根拠とされた、承暦年間(1077~1081年)に国司が発給した文書そのものは現存しないが、阿蘇荘が一郡規模の荘園として国司の関与のもと成立したことは想定できる。ただし、鎌倉幕府成立以前の阿蘇荘は、実際には半ば国衙領的な性格を保ちつつ設定された免田型の荘園であったから、「承暦国宣」は本来、阿蘇郡に対する一円支配(一領主による一括支配)を保証するものではなかった。にもかかわらず、「承暦国宣」が阿蘇郡の一円支配権獲得の切り札として用いられたのは、IIでみる鎌倉幕府の成立による荘園の構造変化を歴史的な前提としていたためと考えられる。

(1) 雑訴決断所牒 元弘3年11月4日(1333) (5-4)

建武政権の雑訴決断所(裁判機関)が肥後守護所(大友氏泰)に対して、阿蘇荘の四至堺(阿蘇郡域を示す)を「承暦国宣」に任せて阿蘇社大宮司に付与することを命じている。

(2) 阿蘇郡四境注文写 寛弘8年2月11日(1011) (写-1)

阿蘇郡の東西南北の境界地名を記すが、寛弘8年の作成については疑問視する論者もいる。「阿蘇郡四境注文」とある所題の下に、「先年の注文に任せ、庁宣を成す所也、承暦二年二月十四日大介源朝臣花押」と記され、これが「承暦国宣」の発給を示すものと理解されている。

II 鎌倉幕府成立による社領の片寄再編

治承・寿永の内乱以前、阿蘇社および末社の甲佐・健軍の二社には、国衙から浮免田(下地を固定せず面積だけ定めた免田)の例下米が与えられていた。しかし内乱で国衙の機能は著しく低下し、例下米の不足、延いては阿蘇三社の神事が退転しかねない事態を招くこととなった。そこで採られた措置が片寄である。片寄とは、浮免田や散在免田から徴収していた収取分を一か所に集めて、一円不輸(官物納入免除)の所領などに再編成する操作で、片寄免田の成立によって阿蘇本末社領は構造的な転換を遂げたといつてよい。この片寄による社領の再編成は、北条時政による阿蘇本末社預所職の獲得を契機とした、幕府の方針にもとづく荘園公領の大きな編成替えであった。

(1) 北条時政下文 建久6年正月11日(1195) (1-4)

時政が阿蘇南郷を阿蘇大宮司惟次の別納地とすることを認めたもの。時政の阿蘇社領に対する預所としての最初の関与を示すが、その時期が片寄を命じる宣旨((4)より建久5年閏8月15日の発給と判明)と立券((4)が発給された同6年3月)の中間にあたることが注目される。

(2) 肥後国司庁宣 建久6年2月 日(1195) (1-5)

(3) 肥後国留守所下文案 建久6年2月8日(1195) (写-1)

(4) 甲佐社領立券解案 建久6年3月 日(1195) (写-1)

国司が社家の強い要求を受けて朝廷に奏聞した結果、「郡郷里坪を差定め、荒田半分熟田半分に片寄せ立券し渡し」、余田は国司が検田収納せよ、との宣旨が建久5年(1194)閏8月15日付けで出された。(2)はこの宣旨の趣旨を肥後国司藤原敦綱が在庁官人に指示したものであり、さらに(3)の留守所下文で関係する諸郷郡司に具体的措置が命じられている。これにこたえて郷郡司は翌3月に国使・府使・官使と連署で立券解(4)を提出し、不輸領成立に至る一連の手続きは終了している。

Ⅲ 阿蘇社領の構造

阿蘇郡全体を領域とする阿蘇荘は、建武政権期には東・西・南・北の4か郷と小国郷からなり、東・西・北の3郷は阿蘇谷に、南郷は南郷谷に位置した。このうち阿蘇大宮司家の本拠地でその私領として認められた南郷を除く、阿蘇谷と小国郷とが、建久の片寄以降、阿蘇社の社役を支える地域として明確に位置づけられた所であった。阿蘇谷の3郷の中にはさらに「郷」(地名郷)と「村」を単位とする行政区分があり、各郷村に割り当てられた公田数が、社役の賦課基準となった。公田の面積は10町の倍数で定数化されており、社役確保を目的とした上からの設定を推測させる。ただし、「村」の田積は5町以下と規模が小さく、開発地などを基礎に「郷」より遅れて行政単位化したところが「村」と呼ばれたと考えられる。

(1) 阿蘇社領郷村注文写 建武3年3月11日(1336) (写-26)

建武政権によって承認をうけた阿蘇社領のうち、中司が管轄した阿蘇谷の公田数を郷村別に書き上げたものである。阿蘇社の社務および社領支配は、大宮司から委任された権大宮司を初めとする3人の中司の合議によって行われた。各郷の沙汰人としては、東郷に権大宮司、北郷に渋河兵庫助、西郷に下田常陸介が配されている。3郷の範囲は地名から、東郷は阿蘇谷の東隅から外輪山山麓、北郷は阿蘇谷の東北隅から北隅、そして外輪山山麓(東郷と混在)、西郷は阿蘇谷の北西隅から西隅にかけて、それぞれ分布していたことがわかる。公田数は社役負担の基本田数として固定されたが、現状が大きく変化した郷村については数値に変更が加えられたことが、「今ハ〇町」という注記から窺われる。なお、この帳簿は、寛正3年(1462)8月12日に書写されたものが阿蘇家に伝存している。

(2) 阿蘇社領郷々注文 至徳2年8月7日(1385) (12-1)

阿蘇谷支配の実務を担当する公文が、郷村の実状を把握するために作成した帳簿である。一つの郷村ごとに、大宮司(武家)方の代官と中司(社家)方の代官とが任命されている点が注目される。南北朝の内乱を通して大宮司輩下の武家たちは、軍費調達のために阿蘇谷の社領を実力で押領し支配していた。これら武家の長でもある大宮司は、武家階層の社領支配を正式に認めるとともに阿蘇社への社役負担も義務づけ、武家・社家ともに阿蘇社に奉仕する体制を創出していった結果を、この帳簿から読みとることができる。郷村内の知行分は社役の賦課単位となる公田数を配分する形で

設定されているが、配分の方式は統一されておらず、複雑な知行の記載内容から、郷村ごとのリアルな政治状況をうかがい知ることができる。

IV 阿蘇社の造営

中世の阿蘇社にとって社領郷村とは、阿蘇十二神のために必要な物資と労働力を提供する単位にほかならなかった。神々を支える営みとして、神が鎮座する神殿の維持と神を祭る神事の執行とが挙げられるが、なかでも神殿の造営は第一の神事勤仕として重視された。造営事業が繰り返されるなかで、郷村支配の仕組みも整えられていくことになる。

(1) 阿蘇社縁起絵巻断簡写 (写-21)

絵巻の構成は、本社社殿絵図、庄屋破損の様子、経坊・食堂と鐘楼図、社頭廟所、北宮社殿図、西巖殿寺本堂図、中岳中腹の小祠堂、神霊池（中岳）噴火の様子、という順になっているが本図には題がなく、「阿蘇社縁起絵巻断簡写」という命名は『大日本古文書』编者による。成立年も未詳だが、巻頭の注記は原本の成立を永享（1429～41）頃としている。この絵巻は中世の阿蘇社の神殿のイメージをよく伝えている。まず、一宮・二宮の二本殿を中央に、その両脇に四男神の南神殿と四女神の北神殿があり、さらに十二神が南神殿側に、十一神が北神殿側にあって向き合い、この十一・十二の神殿が楼門をつなぐ廻廊とつながるという配置であったことがわかる。本殿は、屋根が寄棟に切妻を載せた形の「しころ葺」入母屋造で、正面には柱間すべてに観音開きの「板唐戸」が取り付けられている。これは寺院建築の手法を加えたスタイルであるが、一方、戦国末の社殿焼失後の仮殿の姿を写したと推定される阿蘇神社所蔵の「阿蘇社社殿絵巻」が描く神殿は、向拝と廂をのばし、葺戸・簾を下ろした姿になっており、一般的な神社建築の手法に変化したことをうかがわせる。

(2) 阿蘇社造営記録 正平19年～23年（1364～68） (10-12)

正平15年（1360）の阿蘇社炎上をうけて同19年に行われた、神殿再建の記録である。4月に斧初（棟上げ）、5月に礎居、6月に柱立という手順で、6つの神殿一斉に造営が進められたことが知られる。注目されるのは、金凝宮を除く各神殿の大工棟梁を日田（豊後）・高良（筑後）・住吉（筑前）といった北九州各社の大工（番匠）が勤めていることで、造営などの大事業においては近国の大社間で所属する番匠の融通が行われていた事実を示している。

(3) 阿蘇社造営料木第三ヶ度切符写 元徳2年正月14日（1330） (28-1)

神殿造営に欠かせない最大の資材としての材木は、阿蘇社領の各郷村から調達された。この帳簿は、元徳元年（1329）に始まった造営事業における、阿蘇谷郷村への3回目の材木割り当て切符（負担すべき数量などを記した文書）である。その内容から、造営料木は、部位・数量・規格とその材を使用する神殿名を細かに指定したうえで、各郷村に割り当てていたことがわかる。料木のほかに郷村からは多数の人夫が徴発されており、阿蘇社の造営は領民を総動員した一大事業であったといえよう。

(4) 阿蘇社造営料木郷村支配注文案 応永9年4月 日（1402） (13-6)

応永8年(1401)に阿蘇社領郷村に割り当てられた造営料木の内容を記す。(3)と比べると、材木の規格と使用する神殿名の指定が無くなる一方で、材木の数量把握により重点がおかれており、この数十年で郷村の造営役が現物奉仕から経費負担へと性格を変えていったことを推測させる。造営料木を負担する郷村にも変化がみられる。(3)で「河口」と出てくる地域が(4)では「湯浦郷」と記されているし、(4)の村々分に挙げられた16村中13村が、鎌倉末の造営料注文には姿を見せない新規加入の「村」である点も注目されよう。

V 阿蘇社の神事

神の威厳を保つために神体の装束や神宝を整え、供物を捧げて神を祭る。この神事・祭礼の永遠の興行こそが、阿蘇社という存在に課せられた理想的な姿であった。

(1) 阿蘇社進納物注文写 元亨元年3月3日(1321) (写-13)

この注文の冒頭で「三十三年ニ一度当国平均に棟別を取り申して神の御具足をあらため申し候」と記すように、阿蘇社の神々を飾る衣裳と調度品は33年に一度改められ、鎌倉末期にはその費用が肥後一国内に対して国司が賦課した棟別銭(家屋の棟数別に賦課した公事)によって賄われていた。阿蘇十二宮の内の男体7体分の御剣・御服(束帯)・御冠・御弓・御征矢・御佩刀・御腰物・御扇・御沓、女体5体分の十二単の御衣・御護(刀)・御鏡掛の御鬘・蒔絵の御手箱・御櫛・御鉢・御毛抜・御眉作・御眉墨・御白粉物・御紅・御油壺・御扇・御爪切刀、という記載内容から、当時の神の姿が平安貴族の男女の正装であったことが知られる。

(2) 阿蘇社四季神事諸役次第 (31-1)

阿蘇社の各月の神事について、日付と祭の名称、担当者、供物、下行物、神事の次第などを簡潔に記す。前・後欠の文書で正月の記載を書くが、2月から12月までで合わせて104度の神事が数えられている。月平均10度の神事が執り行われていたことになる。成立時期は未詳ながら、元弘年間の大宮司惟時の所願による11月20日の臨時祭が見られることから、南北朝期以降、室町期にまとめられたものと考えられる。阿蘇家文書の中で、中世における神事の全体について知ることのできる唯一の原本史料である。

(3) 阿蘇社年中神事次第写 (写-19)

江戸時代後期(寛政-文化年間)の神主阿蘇惟馨によって書写された阿蘇文書写に収められたもので、原本は伝わっていないが、中世阿蘇社の年中神事の内容を最も体系的かつ詳細に示している。原本の成立は、臨時祭の記載から(2)と同じく室町期と推定される。年中神事のうち最も重要であったのが6月26日の御田植祭で、そのことは大宮司以下神官12人、権官9人、供僧15人、御灯3人、本神人10人、下神人7人、御供添神人3人、御供添御灯2人、楽所16人、田楽9人など阿蘇社の聖職者のすべてが出仕したところからも窺われる。御田植祭では社領郷村にも公田数に応じた負担の割り当てがあり、屋形の建設と獅子舞奉仕を通して領民も祭礼に参加している。

VI 在地支配の理想と現実

今まで述べてきたように、中世の阿蘇社は社領内に「郷」「村」という行政単位を設け、社の存続にかかわる造営や神事に必要な物資や労働力は、なるべく身近な領内の郷村から確保する体制を志向してきたといえる。

その理想ともいべき姿を今に伝えている史料として、応永16年(1409)の「肥後湯浦郷阿蘇社役注文」と「肥後湯浦郷坪付山野境注文写」がある。しかし、現実には、同年の「阿蘇社領権大宮司方催促方田数坪付注文」が示すように、百姓経営の破綻とそれに伴う田地の荒廃という深刻な事態が在地では進行していた。

(1) 肥後湯浦郷阿蘇社役注文 応永16年9月 日(1409) (18-1)

阿蘇北外輪山の一角大観峰の西側に位置した湯浦郷は、惣領方15か村と庶子方9か村から成り立っていたが、当郷の公田20町も1村5反を基準単位として各村に均等に分けられている。この村ごとに割り当てられた公田面積に則って、流鏑馬神事の射手・的立、御田植祭の獅子舞・蠅追役・屋形の材木負担などの阿蘇社役を各村が勤める方式がとられていたことがわかる。

(2) 肥後湯浦郷坪付山野境注文写 応永16年9月 日(1409) (16-3)(17-1)

湯浦郷に属する村々の田地坪付と山野境が前半に、各村が負担する所当米・夫役・雑公事が後半に詳しく記されている。その他、公方(大宮司)分の山野境や村単位では把握されない給免田、あるいは他郷村を対象とした記載も混在している。応永16年9月、湯浦郷を含む阿蘇谷西郷を中司として管轄した権大宮司能里が、先例を示す複数の帳簿を書写したものである。湯浦郷の各村には公田とは別に阿蘇社一宮年貢田、中司免田、地の田という3種類の田地が定められている。これらは土地貢租負担の田ゆえに、公田とは異なり土地調査を踏まえた形での一所ごとの設定となっている。また、各村には後背の山野が付けられているが、これは薪炭・下草利用の便をはかったものである。一つの郷がある程度均等な田地と山野を保有する村々に分割され、各種の生産物と労働力が調達できる体制がここには示されており、この帳簿通りに支配のシステムが機能していたとすれば、湯浦郷は阿蘇社にとって理想的な領地であったことになる。

(3) 阿蘇社領権大宮司方催促方田数坪付注文 応永16年9月26日(1409) (16-2)

権大宮司の能里が、管轄する西郷の現状を把握するために取りまとめたもので、各郷村の公田数、社役、給人、山野の所在を記すが、特に注目されるのが、当作・不作、在百姓・亡所の記載である。湯浦郷の場合、当作はわずか3町3反で、不作が16町7反にまで及んでいる。さらに百姓経営の壊滅・流亡が予想される亡所の村が7か村に達しており、応永16年に湯浦郷がおかれていた荒廃状況の深刻さを物語っている。これが当時最もまとまった地域として把握されていた郷村の現実の姿であり、同じ年に同じ人物によって作成された(1)と(2)は、この現実を踏まえて確認が求められた郷村の「あるべき姿」であったといえることができる。

平成 13 年度第 18 回熊本大学附属図書館貴重資料展

中世阿蘇社の世界

発行	平成 13 年 10 月
執筆・編集	春田 直紀
発行	熊本大学附属図書館
主催	熊本大学附属図書館